

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2第2編第1章第1節第2款から第11款まで.....	2第2編第1章第1節第2款から第8款まで.....

二 事業年度及び連結事業年度

改 正 後	改 正 前
(解散、継続、合併又は分割の日)	(解散、継続、合併又は分割の日)
1-4-3 <u>第24号</u>	1-4-3 <u>第20号</u>
(設立無効等の判決を受けた場合の清算)	(設立無効等の判決を受けた場合の清算)
1-4-4 <u>会社法又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u>	1-4-4 <u>会社法</u>

三 連結利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</p> <p>1 - 8 - 2<u>令第9条第1項第6号</u>.....</p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)</p> <p>1 - 8 - 3 令第9条の2第2項(連結子会社法人株式に係る譲渡等修正事由)において読み替えて適用する令第9条第2項第1号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)の規定上、連結法人の有する他の連結法人の株式の譲渡は、<u>連結完全支配関係のある連結法人間における譲渡がこれに該当するのであるから、法第81条の10第1項(連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用があるものであっても、これに含まれることに留意する。</u></p>	<p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</p> <p>1 - 8 - 2<u>令第9条第1項第4号</u>.....</p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)</p> <p>1 - 8 - 3 令第9条の2第2項(連結子会社法人株式に係る譲渡等修正事由)において読み替えて適用する令第9条第2項第1号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)の規定上、連結法人の有する他の連結法人の株式の譲渡は、<u>連結法人以外の者に対する譲渡に限られないのであるから、例えば、その譲渡が他の連結法人に対するもので、法第81条の10第1項(連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用があるものであっても、これに含まれることに留意する。</u></p>

四 仮決算における経理

改 正 後	改 正 前
<p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p>1 - 9 - 1<u>株主等</u>.....<u>決算書(これに類する計算書類を含む。)</u> </p>	<p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p>1 - 9 - 1<u>株主又は出資者</u>.....<u>決算書</u>.....</p>

五 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2 - 1 - 29</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>貸金業法</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2 - 1 - 29</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>貸金業の規制等に関する法律</u>.....</p> <p>(注)</p>

六 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価)</p> <p>2 - 3 - 21</p> <p>..... 1株に満たない端数に相当する部分、<u>令第139条の3第1項各号</u> <u>((一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例))</u>に掲げる1株に満たない <u>端数又は令第139条の3の2((合併等により交付する株式に一に満たない端数が</u> <u>ある場合の所得計算))</u>に規定する1株に満たない端数につき代わり金の交付を受 けたときの譲渡に係る原価の額は、<u>当該連結法人</u>.....</p>	<p>(一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価)</p> <p>2 - 3 - 21</p> <p>..... 1株に満たない端数に相当する部分又は<u>令第139条の3第1項各</u> <u>号((一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例))</u>に掲げる1株に満たな い端数につき代わり金の交付を受けたときの譲渡に係る原価の額は、<u>当該法人</u>...</p>

七 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(工事の請負の範囲)</p>	<p>(工事の請負の範囲)</p>

2 - 4 - 12 法第 64 条第 1 項(長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する工事(以下この款において「工事」という。)の請負には、設計・監理等.....

(長期大規模工事の着手の日等の判定)

2 - 4 - 17 令第 129 条第 7 項(長期大規模工事に着手したかどうかの判定)(同条第 10 項(長期大規模工事以外の工事に着手したかどうかの判定))の規定により準用される場合を含む。).....当該工事.....工事.....

(廃止)

2 - 4 - 12 法第 64 条(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する工事(製造を含む。以下この款において同じ。)の請負には、設計・監理又はソフトウェアの製作等.....

(長期大規模工事の着手の日等の判定)

2 - 4 - 17 令第 129 条第 7 項(長期大規模工事に着手したかどうかの判定) ...
.....当該長期大規模工事.....長期大規模工事.....

(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)

2 - 4 - 19 法第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第 64 条第 2 項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(各事業年度の所得の金額を計算する場合の同項の規定を含む。以下 2 - 4 - 19 において同じ。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用している長期大規模工事以外の工事について、その目的物の引渡しの日の属する連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)前の各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において同項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった場合においても、その後当該工事につき再び利益が生ずると見込まれるに至る等同号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)以後の連結事業年度については、当該工事に係る収益の額及び費用の額の計上につき再び工事進行基準の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p> <p>2 - 4 - 19 連結法人が、当該連結事業年度終了の時ににおいて見込まれる工事損失の額(その時の現況により見積もられる工事の原価の額が、その請負の対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。)のうち当該工事に関して既に計上した損益の額を控除した残額(以下「工事損失引当金」という。)を、当該連結事業年度に係る工事原価の額として計上している場合であっても、そのことをもって、法第64条第2項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない。</p> <p>この場合において、当該工事損失引当金の計上額は、同項の規定により当該連結事業年度において損金の額に算入されることとなる工事の請負に係る費用の額には含まれないことに留意する。</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2 - 4 - 22 外貨建工事における令第129条第3項(工事進行基準の方法)の規定による計算は、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算する方法又は当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法など、連結法人が当</p>	<p><u>を適用することができるものとする。</u></p> <p>(注) <u>工事進行基準を適用している長期大規模工事以外の工事が同号に掲げる場合に該当することとなった場合でも、当該連結事業年度前の各連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)において計上した収益の額及び費用の額を既往にさかのぼって修正することはしないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2 - 4 - 22 外貨建工事における令第129条第3項(工事進行基準の方法)の規定による計算は、<u>原則として、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算するものとするが、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行うな</u></p>

